練馬区公告第８２号

都市計画の案について

都市計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第２項において準用する法第17条第１項および練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「条例」という。）第８条第１項の規定により、東京都市計画防火地域及び準防火地域に係る都市計画の案をつぎのとおり公告し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

なお、条例第８条第２項の規定により、法第17条第２項に規定する住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに区長に対して意見書を提出することができる。

令和８年６月９日

練馬区長　　吉　田　健　一

都市計画の種類 および名称	都市計画を定める 土地の位置および区域
東京都市計画防火地域 及び準防火地域 防火地域	追加する部分 練馬区石神井台七丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北四丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目および関町東二丁目各地内
準防火地域	削除する部分 練馬区石神井台七丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北四丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目および関町東二丁目各地内

縦　覧　場　所　　練馬区都市整備部都市計画課
（練馬区役所本庁舎16階）

縦　覧　期　間　　公告の日の翌日から起算して２週間

意見書の提出先　　練馬区豊玉北六丁目12番１号
練馬区都市整備部都市計画課
（練馬区役所本庁舎16階）